

【関係漁業協同組合】海津市漁業協同組合、養老郡漁業協同組合

変 更 案	現 行	変更理由	施行予定 年月日																				
第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2から4 略 (漁具・漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、リール釣をいう。）<u>・たも網（口径40cm以下）</u>に限るものとする。 第4条から第5条 略 (釣り専用区) 第6条 次の表の左欄の区域においては、右欄の間中は手釣__、竿釣__以外の漁法で<u>遊漁</u>をしてはならない。 表 略 第7条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">魚 種</th><th rowspan="2">漁具・漁法</th><th colspan="2">遊 漁 料</th></tr> <tr> <th>日 釣</th><th>年 釣</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td><td>手釣・竿釣 <u>・たも網</u></td><td><u>400円</u></td><td>6,000円</td></tr> </tbody> </table> 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。	魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		日 釣	年 釣	全魚種	手釣・竿釣 <u>・たも網</u>	<u>400円</u>	6,000円	第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2から4 略 (漁具・漁法の制限) 第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、リール釣をいう。）_____に限るものとする。 第4条から第5条 略 (釣り専用区) 第6条 次の表の左欄の区域においては、右欄の間中は手釣<u>り</u>、竿釣<u>り</u>以外の漁法で<u>漁業</u>をしてはならない。 表 略 第7条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">魚 種</th><th rowspan="2">漁具・漁法</th><th colspan="2">遊 漁 料</th></tr> <tr> <th>日 釣</th><th>年 釣</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td><td>手釣・竿釣 _____</td><td><u>300円</u></td><td>6,000円</td></tr> </tbody> </table> 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。	魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		日 釣	年 釣	全魚種	手釣・竿釣 _____	<u>300円</u>	6,000円	漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を漁具・漁法に規定 文言修正 漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を漁具・漁法に規定 物価上昇に伴い遊漁料の値上げを行うため	令和7年 8月1日
魚 種			漁具・漁法	遊 漁 料																			
	日 釣	年 釣																					
全魚種	手釣・竿釣 <u>・たも網</u>	<u>400円</u>	6,000円																				
魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料																					
		日 釣	年 釣																				
全魚種	手釣・竿釣 _____	<u>300円</u>	6,000円																				

	区 分	遊 漁 料	
		日 釣	年 釣
	小学生以下	無 料	無 料
	中学生、心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）	<u>200円</u>	3,000円
3、4 略			
(遊漁承認証に関する事項)			
第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。			
(1) 承認を受けた者の氏名、住所			
(2) 承認期間			
(3) 魚種			
(4) 漁具・漁法			
(5) 遊漁区域			
(6) 遊漁料の額			
(7) 注意事項			
(8) その他参考となるべき事項			
(9) 発行者名			
2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁 <u>承認</u> 証においてこれを省略することができる。			
3 遊漁承認証の交付は、前条第 <u>3</u> 項に規定する <u>遊漁証取扱所</u> 、オンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。			
4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。			
第10条から第12条 略			
	区 分	遊 漁 料	
		日 釣	年 釣
	小学生以下	無 料	無 料
	中学生、心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）	<u>150円</u>	3,000円
3、4 略			
(遊漁承認証に関する事項)			
第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。			
(1) 承認を受けた者の氏名、住所			
(2) 承認期間			
(3) 魚種			
(4) 漁具・漁法			
(5) 遊漁区域			
(6) 遊漁料の額			
(7) 注意事項			
(8) その他参考となるべき事項			
(9) 発行者名			
2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁__証においてこれを省略することができる。			
3 遊漁承認証の交付は、前条第 <u>2</u> 項に規定する <u>組合が指定する場所</u> 、オンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。			
4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。			
第10条から第12条 略			
			物価上昇に伴い遊漁料の値上げを行うため
			文言修正
			条ズレ修正 交付場所の 明確化のため